

大和市人権指針改定検討委員会 第3回会議議事録

日 時：平成27年 8月11日（火） 午前9時30分～午前12時00分

場 所：大和市役所 第1分庁舎 第2会議室

出席者：鏡会長、渡辺副会長、落合委員、古谷田委員、佐藤(正)委員、土井委員、樋口委員
(事務局) 船越課長、折笠係長、今野主事

欠席者：遠藤委員、佐藤(倫)委員

議 題：1. 開会のあいさつ

2. 「大和市人権指針」についての意見交換

(1) 外国につながる方

(2) 男女共同参画

(3) 同和問題

(4) さまざまな人権課題

3. その他

1. 開会のあいさつ

国際・男女共同参画課 船越英一課長よりあいさつ。

・個別の人権課題については2回目の検討である。引き続き、忌憚のないご意見をいただきたい。

2. 「大和市人権指針」についての意見交換

個別の人権課題（外国につながるのある方、男女共同参画、同和問題、さまざまな人権課題）に関して、20分程度ずつ意見交換をしていくよう事務局から説明。

●外国につながる方の人権課題

(事務局) 前回までの資料では、「外国につながるのある方」と標記していたが、神奈川県や他の人権団体は「外国につながる方」と表記しており、「外国につながる方」の方が簡潔でよいと思うがいかがか。

(委 員) 「外国につながるのある方」という方が日本語としては正しいのではないか。

(副会長) 外国にルーツのある方を、日本語にしたときにつながるという表現になったのだと思う。大和市は「外国につながるのある方」という表現を使ってきたのか。

(事務局) 大和市では、国籍に限らず外国につながる方を含めて表現するときは「外国籍市民」とせず、「外国人市民」などと表現してきた。

(副会長) 「外国籍市民」とすると、帰化した方が含まれないからであるか。

(事務局) そうである。国籍が日本でも、外国につながる方には情報が届きにくかったり、通知等が理解できなかつたりする方々もおり、課題は「外国籍市民」に限らないものである。

- (副会長) 意味としては変わらないのであれば、「外国につながる方」でよいか。
- (委員) 「外国につながる方」の方がより直接的な表現になると思う。
- (事務局) 「外国につながる方」という表記にしてよいか。
- (委員) よい。
- (委員) 「外国につながる方の人権課題」に、「外国につながる子ども」について、個別に掲げないのか。
- (事務局) 前回の会議で、重複する課題は再掲すると決めたので、「外国につながる子ども」(子どもの人権課題に再掲)、「外国につながる女性」(男女共同参画に関わる人権課題に再掲)、「外国につながる高齢の方」(高齢の方の人権課題に再掲)も個別に掲げる。
- (副会長) 「外国につながる高齢の方」という個別課題は、新しい視点になると思う。
- (事務局) 川崎市に高齢者施設を見に行った際に、在日の高齢の方は、日本の施設に入りたがらないということを知った。川崎市はその要望を聞き、補助をして在日の高齢の方のための施設を開設した。大和市ではペルーやベトナムなど的高齢の方が増えてくるのではないかと。
- (副会長) インドシナ難民の方々が高齢化してきている。難民を受け入れた1980年から35年経過し、当時40代、50代の方は、現在70代、80代である。40代、50代で移住してくることは、言葉の面でとても大変なことである。70代、80代になっても、日本語が不自由な人は多い。
- (副会長) 「外国につながる方の権利擁護の推進」について、民間企業への啓発が不十分であり、強く働きかけをしていく必要がある。不動産関係は、外国籍市民にとって厳しい問題がある。外国籍市民には住宅や駐車場を貸してくれない不動産会社がある。不動産会社の社員は、外国籍市民に住宅や駐車場を貸さないことは社内規定で決められているという。大家や不動産屋には、外国人に貸すと面倒であるという偏見を感じる。
- (委員) そういった偏見、風土はどうして生まれてしまったのか。どうしたら改善できるのか。外国人と日本人でよい社会関係性は作れないのか。
- (副会長) 不動産関係に関しては、外国人の利用方法にも問題がある。文化が違うので住宅等の使い方が日本人離れしており、食べ物に関して言うと異国のおいしさがたり、日頃の労働環境が厳しいせいもあるのか週末になると騒いでしまったりする傾向にある。狭いアパート等であると、近所の迷惑等を考えられていない面がある。また、ごみの出し方ができていないこともある。そういった理由で、大家や不動産屋は外国人に貸すことを躊躇する場面がある。
- (委員) 川崎市等は、地域によっては在日の方が多く、においが違うという話を聞く。文化が違うのでにおいが違って当たり前である。その文化の違いを受け入れる啓発が必要なのではないか。
- (副会長) 人間であると、生理的に受け付けられないものもあり、においなどをどうしても受け入れられないものもある。我慢できる人もいれば、文化として受け入れられる人もいると思うが、難しい人もいると思う。

(委員) 異文化をお互いに認め合う風土作りをしなければいけない。外国人に限らず、障がい者や高齢の方など、自分と違うものを受け入れる啓発をしなければいけない。それができれば、いろいろな問題が解決すると思う。

(副会長) 昔は、日本は単一民族であると言われてきたが、最近では単一民族ではないと言われてきている。アイヌや沖縄の方々、他の民族が交じり合っているという話がある。

(委員) アイヌや沖縄の方々には固有の民族であるが、日本人は混血の民族である。江戸時代は各藩でさまざまな文化があった。方言や行事、生活習慣、知識等は異なっていた。それが、明治政府になって第2次世界大戦前に「日本はひとつの民族である」と言い出し、教育で今の精神を作ってしまった。例えば、朝鮮・韓国の方々を連れてきて「お前たちは日本人なのだから天皇のために命を捧げろ」という教育をしておきながら、戦後、その朝鮮・韓国の方々は「日本人ではない」とし、国へ帰るよう言い権利を奪った。それが今のヘイトスピーチに繋がっていると考える。政府の教育が人権侵害を生んでいる面もある。また、異文化を受け入れるためには、小さいころから異文化と交流を持たせることが効果的である。子どもの異文化交流に対してクレームを言う親もいるが、小学校の給食などで色んな国の香辛料が入ったもの等を食べておくと異文化を受け入れられる。幼稚園や小学校ではまだ異文化に対して差別はなく、その差別のない幼いうちから、異文化を言葉でなく肌で感じておく経験をすることがよいと思う。

(副会長) 子どものときから異文化交流をすることがよいということは同感である。子どもたちには「コスモポリタン：人種や国境を超えて、地球上に生きる人類」として、教育をしたい。

(委員) 小学校で希望給食というものがあつたと思うが、そういう形で異文化の料理を提供して、子どもたちに異文化に触れさせることができるとよい。

(委員) 「言語、情報に関する課題」について、「日本語を学ぶ機会」だけでなく、お互いの文化を学びあうことも大事。公共交通機関等の標識等の多言語の標記も推進すべき。トイレの使い方など、外国人の使い方が悪いと言っても、標記がなければ外国人は正しい使い方がわかるはずがない。

(副会長) 外国につながる子どもについて、教育を受ける権利を保障していきたい。就学案内が送られた外国人の保護者等が、就学についてきちんと理解をせずに、教育を受けられない子どもが出てしまうことは問題である。

(委員) 大和市国際化協会が外国につながる子どもの放課後の日本語教室のボランティアを育てたりしている。

(委員) ボランティアは活用すべきで、何かボランティアをしたい人は多くいるはずなので、大々的にボランティアを募ることが必要である。

(委員) 大和市国際化協会は日本語の教科書の翻訳をする取組みもしている。

(委員) 人権指針は一般市民が見るので、各課題についてしっかり記述する必要がある。取組みの方向だけでは何のことかわからない。

(事務局) 国際化交流指針を策定し、取り組んできているが、解決が進んでいない課題もある。国際化協会も、市、教育委員会、各団体も学習支援は取り組んでいるが、若い世

代のボランティア活動への参加が少ない現状がある。外国につながる子どもたちが、小中学校では市と教育委員会が関われるが、関われない高等学校へ進むと、学習が劣っていたりすると、非行に繋がってしまったりする。

(副会長) 日本国憲法では、日本人を対象にしたものであると思われる方が多いが、一部をのぞいて、日本に住んでいる全ての人に適用されているというというおさを、前文に含んでいただきたい。

(委員) ヘイトスピーチに関してはここで検討するのか。

(事務局) ヘイトスピーチに関して、さまざまな課題に取り上げるか、外国につながる方の人権課題に取り上げるか等を、次回のゲストスピーカーによる講義のあとに検討していきたい。

●男女共同参画の人権課題

(委員) 「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」とあるが、近年女性に対する暴力だけでなく、男性に対する暴力もあると思うが。セクシュアル・ハラスメントも、男性も被害者になる。

(事務局) 法務省が掲げる人権課題の重点項目の1つ目に「女性」があり、性犯罪やDV、ストーカー等の被害は圧倒的に女性が多いとし、女性の人権に関する重大な問題として捉えている。

(委員) パワハラやセクハラもはいるのか。女性問題といわれているが、女性だけではない。女性に対するというのを残しながら、女性に限らず暴力をなくしていくという書き方をするように考えていったほうがよい。

(事務局) 被害者の9割が女性となっている。男性で被害を受けている方もいるので言葉として載せるのかなど、表記については今後考えていきたい。

(委員) 女性問題といわれているが、男性も考えないと男女共同参画とはいえない。女性が暴力を受けている割合が出ているが、障害者、子ども、高齢者が暴力を受けている割合の方が高いかもしれない。

(事務局) 女性が被害にあいやすいのは事実としてある。

(委員) 大和市役所の管理・監督職における女性の割合はどうか。

(事務局) 平成26年度の管理・監督職における女性の割合は12.6%である。

(委員) 行政現場である役所でさえ、女性が管理職に就いている割合が少ない。行政がもっと取り組まなければいけないのではないか。

(事務局) 民間企業では7.5%である。国全体で管理職に就く女性の割合を増やす目標を30%としており、30%とは、少数派の意見が反映されやすくなる割合とされている。

(委員) 日本は男女共同参画にする気がないのではないか。本当であれば目標を50%にすべきではないのか。なぜ女性を30%に抑えてしまうのか。

(事務局) 女性を30%に抑えてしまうという目標値ではなく、現状少ないことに対して、まずは30%まで引き上げるという目標値である。

- (委員) 少なくとも30%という数値であろう。
- (委員) 今の管理職の年代の女性は訓練されていない面がある。今の若者は男女同じように訓練されているので、彼らが管理職の年代になる頃には変わってくるのではないか。
- (委員) 子どもは母親が育てるという考えが浸透している。男性も育児に参画する考えに変えていかないと、男女共同参画は進まない。
- (委員) 人口が減り、女性も働かないといけない時代になっている。女性の国会議員がなにか失敗をするとすぐに叩かれる。男女間のスキャンダルも女性だけが非難されることがある。納得がいかないことがある。男性優位な時代を生きてきた世代がリタイアしないと世間は変わらないのではないか。
- (副会長) しかし今の高校生の男女を見てみると、女の子の方がしっかりしている。男の子はこそこそ隠れるように遊んでいる。
- (委員) 今は生徒会長も女の子の方が多い。それをよしとして、女性が前に出られるような雰囲気を作っていかなければいけない。
- (委員) 指針の中で、「性別役割分業の解消」の項目が「男女共同参画社会の推進」の中に含まれているが、「性別役割分業の解消」は個別にあったほうが良い。
- (事務局) 「性別役割分業の解消」に関しては、[資料3](#)にある学生を対象にした「ライフキャリア教育支援」に神奈川県が力を入れており、今回指針にも男女共同参画の視点によるキャリア教育に関しても含みたいと考えている。
- (委員) 男女共同参画を進めるには、日本の伝統や価値観などを変えていかなければいけない。意識を変えるより、先に男女のポストを50:50にしてしまう方が早く解決する。アメリカでは白人と黒人を平等にするために、大学などでは黒人の成績がいくら悪くても50%は黒人を入学させるという方法をとっている。それを不平等だと言われても、まずは形から入ってしまう。現実には難しいと思うが、大和市も目標は50%にしてはどうか。
- (事務局) 今「管理・監督職における女性の割合」の目標値を50%にかかげるのは難しいが、「審議会、委員会などにおける女性の割合」は50%にしている。
- (委員) 今の30代くらいは男女平等の意識が浸透しているのではないか。
- (委員) 今は社会全体で賃金が安くなり、共働きでないと生活できない。非正規雇用も多い。そのような状況を作っておきながら、少子化問題を解決できるはずがない。まずは経済状況を変えないといけない。
- (副会長) 男女共同参画に関わる人権課題とあるが、項目は女性に関する差別等の課題が多く取り上げられているが、男女共同参画の推進を阻む要因として大きいのが女性差別という解釈でよいか。
- (事務局) 以前は女性の人権課題が大きく取り上げられていたが、今は男性の家庭や育児への参画も進めていかなければいけない考えもある。教育の場では男女平等であるが、その後は男女が平等でないと考える人が多い社会となっている。
- (副会長) 女性が就くのが当たり前とされてきた保育士などの職業の賃金が未だに低い。
- (委員) 女性が就くのが当たり前とされてきた職業でも、看護師は成功した例である。

- (委員) 災害時の女性の死亡率が高いので、災害時について触れてはどうか。
- (副会長) 災害時には女性は排泄や衛生面で男性よりも困難が多い。女性の身体的、精神的なストレスは大きい。
- (副会長) 男女共同参画の推進を阻む要因として大きいのが女性差別という解釈をし、この分野を「女性の人権課題」ではなく「男女共同参画に関わる人権課題」と広く題することでよいとする。

●同和問題

- (委員) 「えせ同和」に関してははっきりとどんなことを指すのか分からない人が多いと思うが、載せなくてはいけないのか。
- (事務局) 法務省は「えせ同和行為」を「同和問題の解決を阻む大きな要因」としている。
- (委員) えせ同和行為は多くあるのか。
- (事務局) 県内ではほとんどないと県の会議では報告を聞いている。
- (委員) アイヌや沖縄の人々への理解に関しても触れるべきではないか。
- (事務局) 他県市のようにさまざまな人権課題に含むこともできる。
- (委員) 「同和」という名前について部落差別というのは理解できてもなぜ「同和」と呼ぶのかなどが分からない人はいるのではないか。
- (委員) 部落解放運動のときに「同胞一和」という言葉が使われ、そこから「同和」と呼ばれるようになった。
- (事務局) 「同和」や「えせ同和」について指針の中で説明を加える。
- (委員) 同和問題の前文に、同和問題についての経緯を載せないと分からないのではないか。
- (委員) 関西では徹底して同和教育をしているが、関東ではあまり教育されずに知らない人も多い。知識を伝えていくことは必要である。
- (委員) 神奈川県内にも部落地区がある。地名が分かる本もあった。
- (副会長) 寝た子を起こすな、という人もいるが、同和問題を明らかにして、もう二度とこのようなことを起こさないという意味で啓蒙することがよいのではないか。

●貧困等にかかる人権課題

- (委員) 生活困窮者支援制度が制定され、貧困等にかかる人権課題は一つの課題として掲げたほうが良い。
- (委員) 小学校の給食費未払い問題についてはどうなっているか。本来は生活に困窮した家庭に限って給食費を徴収しないことを認めているのに、生活に困窮していない家庭にも未払いが増えている。給食費は払わなくて良いという噂が広まっているようである。貧困に対して手を差し伸べていることを逆に利用されていることがある。給食払っていないからと言って給食を食べさせないのは子どもの人権にかかわることであり問題である。

(その他のさまざまな人権課題についての検討はメールやFAXにて、各委員から後日意見をいただくこととなった。)

4. その他

次回会議日程については、10月9日(金)午前9時30分～11時30分で、「ヘイトスピーチについて」の講義を含んだ会議とすることとなった。

以上